

第2章 交通事故で家族を亡くした 子供の支援に関する意見交換会

I. 目的

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、平成23年度に作成した子供の親及び支援者向けパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その活用を積極的に促すとともに、事例（体験談）及び意見交換を通じ、学校現場等で抱える交通事故で家族を亡くした子供の支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的とする。

II. 概要

家族を亡くした子供の支援に関する専門家、ご遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くした子供に起こりやすい反応や特徴に関する情報、また各地域における相談先に関する情報等を共有化し、連携強化を図ることを目的とした意見交換会を、栃木県、岡山県の計2箇所において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、下記の体制で実施した。

- (1) 専門家（敬称略）
 - ・川崎市こども家庭センター 担当部長（児童精神科医） 中山 浩
 - ・兵庫教育大学 臨床心理学コース 教授 富永 良喜
- (2) 内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員
- (3) 交通事故で家族を亡くされたご遺族
- (4) 相談窓口等関係者
 - ・交通事故や精神保健に関する相談窓口
 - ・交通事故等被害者支援に携わる者
 - ・子供の支援に携わる者
- (5) 事務局
 - ・内閣府
 - ・日本PMIコンサルティング株式会社

IV. 開催日程

意見交換会開催日程は、以下の図表 2-1 のとおりである。

図表 2-1 意見交換会開催日程表

開催場所	栃木県	岡山県
開催日程	平成 27 年 1 月 26 日	平成 27 年 2 月 5 日

V. プログラム

栃木県と岡山県においては、図表 2-2 のプログラムに従い行なった。交通事故被害者等や子供の支援に係わる関係機関の業務紹介の後、専門家による講義、ご遺族による講話を実施し、その後、意見交換が行なわれた。

図表 2-2 意見交換会 プログラム

時 間	担 当	内 容
13 : 00 ~ 13 : 30	事務局	開催挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)
13 : 30 ~ 14 : 30	専門家	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
14 : 30 ~ 14 : 45		休憩
14 : 45 ~ 15 : 45	ご遺族	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
16 : 00 ~ 16 : 45	全員	意見交換
16 : 45 ~ 17 : 00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 栃木県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

栃木県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・川崎市こども家庭センター 担当部長（児童精神科医） 中山 浩
- ・平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員
飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・ご遺族 1 名
大崎 礼子（岩手県）
- ・栃木県県民生活部くらし安全安心課 2 名
- ・栃木県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・栃木県警察本部県民広報相談課 2 名
- ・栃木県精神保健福祉センター 1 名
- ・栃木県教育委員会事務局学校教育課小中学校教育担当 1 名
- ・公益社団法人被害者支援センターとちぎ 3 名
（和氣みち子事務局長には、ご遺族としてもお話いただいた）
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

栃木県宇都宮市本町 1-8 栃木県総合文化センター 第 4 会議室

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、専門家による講義が行なわれた。その後、ご遺族 2 名よりご自身の体験についてお話いただいた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行なわれた。

(4) 講義「家族を亡くした子供の精神状態と支援者のメンタルヘルス」

川崎市こども家庭センター担当部長であり、児童精神科医でもある中山浩氏より、「家族を亡くした子供の精神状態と支援者のメンタルヘルス」と題して講義が行なわれた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りである。

○ 父母間の事件で親を亡くした子供の精神状態 ～実際の事例から～

父母間の殺人事件により、親を亡くした子供を診察した経験から、家族を亡くした子供の精神状態について 2 つの事例で説明したいと思う。児童精神科医として子供を診察する際は、その子供の発達と情緒に問題があるかどうか重点を置いている。1 つ目の事例は、父親が母親を刺殺した現場を目撃してしまった 8 歳の男児の事例である。事故後約 1 カ月後に子供を診察した際、学習面での問題があるようであったが、不安感や PTSD といった症状はなく、基本的には問題ない様子であった。しかし、1 年半が経った頃、包丁を持って追いかける夢を見たり、「母親が天国にいたので死にたい」と言ったりするようになった。このように、子供の場合は、事件後しばらくして問題が発生したり、なんらかの症状が現れたりすることから、一見子供の様子が大丈夫なように見えても、その後も安心できるというわけではない。事件現場を目撃することは、子供にとってストレスが大きく、学習障害や PTSD を発症しやすいということを、この事例は物語っている。

2 つ目の事例は、父親が母親を刺殺し、その後父親は自殺した事例である。子供は当時 15 歳 (中学 3 年生) の女兒である。事件現場を目撃することはなかったが、事件直後には、火事などの悪夢を見ると訴えていた。発達面での問題はないようであったが、情緒面では過剰に感情を抑制している様子であった。「かわいそうな子だとは見られたくない。同情の目で見られたくない」と訴えていたが、特に問題等は発生しなかった。

父母間の殺人事件には主に 4 つの特徴があり、子供の精神状態に大きな影響を与える。1 つ目は、父母間の殺人事件は、それぞれの親族関係を崩壊させてしまうという特徴である。夫婦どちらかが加害者、もしくは被害者となるため、それぞれの親族の気持ちはバラバラになる。力関係や利害関係が複雑化する中で、子供たちは混乱し、どのように気持ちを整理してよいかわからない。加害者とはいえ自分自身の親であるため、憎む気持ちになれない。交通事故の中でも、自損事故で家族が亡くなるといった、相手のいない事故の場合と似ているかと思う。このような場合では、支援もなかなか受けにくいといったことが起こることも多く、子供のその後の生活に大きく影響することとなる。

2 つ目の特徴は、父母間の殺人事件は、死を家族で悲しむという通常なら可能な体験を困難にさせることである。警察による捜査等で周囲が多忙となる中、葬儀や墓参りができなくなり、その結果、子供は死を受け入れる機会を失ってしまう。子供にとっては「死んだようだ」という程度で、自分の気持ちを整理することができない。気持ちを誰かと共有することもない。

3 つ目の特徴は、事件により親族との接触が持ちにくくなることである。その結果、子供は孤立感を持つ傾向にある。親族の間では、加害側と被害側により気持ちが全く異なり、その中で子供は孤立してしまいがちになる。子供に接する際は、加害側、被害側、どちらの気持ちにそって接するかにより、対応も異なってくる。

最後に、父母間の事件では、時間が経った頃に子供に PTSD 症状が出る場合がある。事件直後が大丈夫だったからといって、それ以降も大丈夫であるということはない。生活が少

し落ち着いた頃に、症状が出る子供もいる。長期的に子供をフォローすることが必要となってくる。

○自然災害で親を亡くした子供の精神状態 ～東日本大震災の経験から～

「遺児」と「孤児」は、それぞれの定義が異なる。「遺児」は、養育者の誰かが欠けてしまった子供、「孤児」は、養育者が全て欠けてしまった子供のことを指す。岩手県、宮城県、福島県では、遺児は約 1,500 名、孤児は約 250 名発生している。災害等で亡くなった人数の約 1 割が、遺児や孤児になると考えられており、交通事故による死亡者が年間約 5 千人として約 500 人の子供が、また自殺による死亡者が年間約 3 万人として、約 3 千人の子供が、遺児や孤児になっていると推測される。日本では、災害、交通事故、自殺等で親を失った多くの子供たちが、自分の気持ちを吐き出せない、苦しい状況に置かれている。

私が実際にかかわった事例が 2 つある。1 人目は津波で孤児となった 9 歳の児童の事例である。震災後、子供のいない親族の里親に育てられることになった。里親とは震災前も交流があったが、震災によって親戚の人がいきなり育ての親となったということで、児童にとっては受け入れがたく、その苛立ちを里親にぶつけるようになった。児童自身、学校で津波を目撃しており、怖い体験をしたこともあって、生活が安定するにしたがって、里親に苛立ちをぶつけたい、反抗したいと思うのは当然である。しかし、子供を育てたことのない里親にとっては、子供はどの程度反抗するのかについての感覚もなかった。このケースでは、里親に対して、親が亡くなったということ以前に子育ての相談そのものが必要であった。東日本大震災で孤児になった子供のほとんどは施設には入らず、親族が引き取って育てている。老いた祖父母や叔父、叔母等が育てている事例が多く、将来的には養育者の健康状態が課題になってくると考えられる。

2 人目の事例は、震災で父母と祖父を一度に失った子供のケースである。きょうだいは 4 人いて、面接した子供は末っ子だった。2 人は就職や就学で家を出たため、残ったきょうだい 1 人と 2 人で暮らしていた。一家の大黒柱は一番上のきょうだいのようであったが、大黒柱とはいえまだ 20 代であったため、養育者とは呼べない状況であった。この家族については、定期的に見守りを続けるよう児童相談所をお願いし、何か相談事があれば相談できるように、こちらからフォローを続けていくことが重要であるかと思う。

私の経験から言えることは、親族が亡くなっても、基本的な元の問題が大きくなければ、子供は親族等に受け入れられて生活していく力があるのだということである。全員が全員、なんらかの問題を起こすわけではない。しかし、何の問題もないということではなく、子供は必死で耐えている、人に世話をかけないようにしているような印象を持っている。「言ってくれたら相談にのりますよ」と言うことは簡単であるが、子供にとっては「同情の目で見られることが耐えられない」といった理由から、何も言って来ない。結果として、支援につながりにくくなる。問題が大きくなった場合に、言うてくることもあるかもしれないが、基本的には言えないし、言わない、弱音は見せない、子供であっても、それが当たり前の人間の反応であるかと思う。

交通事故の被害者も同じなのではないだろうか。特に子供の場合、自分から「話を聴いてください」などと言ってくるわけがなく、親が亡くなった場合などは、誰が子供の代弁をするのか、課題があると感じている。

○ 支援者のメンタルヘルス

支援者の方々は、被害者と接する時、事態が深刻であればあるほど、対応が難しいと感じる場面があるのではないか。自分自身の生活の中では想定していないようなことが生じているわけであるから、そう感じることは当然であり、支援者自身、気持ちの上で耐えることは困難であると思う。人が体験したつらい出来事に関わることによって、自分のモチベーションが持てなくなる状態になることがあるが、その状態を「代理トラウマ」と呼ぶ。熱心に支援しようとするほど、代理トラウマに陥ってしまうということを理解しておかなければ、せっかく支援者として経験を積んだ人が辞めてしまうということにもなりかねない。それほど支援という仕事は、専門性が必要な仕事なのである。経験を積み、専門性を磨く必要がある仕事にもかかわらず、長く続けられ続けるほど疲れてしまい、継続できないという逆説が生じやすい側面があり、妙案というものがないのが現状である。しかし、そのような状況になることがあるということを知っておくと、経験を積んだ人が辞めるのを防止したり、そのような人に助言ができたりできると思う。

支援者が孤立して活動していると、代理トラウマや燃え尽き症候群といったものに陥りやすくなるため、支援者同士が仲間になっておくことが重要である。トラウマや死別を体験した人を支援する仕事は、それだけ困難であるし負担の大きい仕事である。時には専門家に相談しながら、この難しい仕事に従事していただきたいと思います。

(5) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である大崎礼子氏、公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長の和氣みち子氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。

大崎 礼子氏

○ 事故の概要について

今から14年前の2000年11月28日、集団登校していた9人の児童の列に、飲酒運転の軽トラックが突っ込んだ事故により、当時小学1年生の長女を失いました。集団登校の列の中には、小学4年生と6年生の2人の兄もいました。長男は登校班のリーダーで先頭を歩いていたため、幸いにも長男だけが無傷でした。加害者はアルコールの影響で、運転中に強い眠気を感じており、このまま運転を続ければ事故を起こすかもしれないけれど、自宅が近いから大丈夫だと思い、運転を続けた結果、悲惨な事故につながりました。娘を直撃した衝撃は、車のフロントガラスがクモの巣状態にひび割れたことから想像できます。加害車両と駐車していた車の間にも、数名の子供が挟まれ、その中の当時4年生だった男の子が意識不明の重体のまま病院に運ばれ、家族の介護の甲斐もなく、30日後天国へと旅立っていきました。加害者は近所に住む60代の男性で、妻の看病で疲れていたことから、寝酒に焼酎を飲み、仮眠を取って再びハンドルを握ったらしいのです。

近所の人から事故の知らせを聞いた私は、非常に動揺しながらも、なぜか娘が私の手の届かない遠い所へと逝ってしまったのではと感じていました。現場の様子について、後に息子たちがこのように語ってくれました。長男は「妹が頭からたくさんの血を流して倒れていたの、怖くて近寄れなかった。」と語り、次男は「僕は、10メートル手前からの記憶がなくなって、気が付いたら目の前に妹が倒れていた。すぐに駆け寄って名前を呼んだけれども、妹は喉をゴクンと鳴らして、足が一度ピクンと動いただけで、それっきり動かなくなってしまった。半開きになった口の中には折れた白い歯がたくさん見えていた。頭から出た血が、側溝へ流れていった。」このように語ってくれました。

病院の救急室で見た娘の姿には、目立った外傷はありませんでしたが、しばらく経つと顔面の右半分が青黒く変色していきました。事故の衝撃で顔の一部が陥没したせいで、右目が閉じられなくなっていました。遺体には、打撲、切り傷、擦り傷があり、頭部は割れていました。ニュースなどでは、事故で誰が亡くなったとか、意識不明の状態だとか、そういう部分しか知ることはできませんが、その裏には悲惨なことがあるのだなということを理解していただきたいと思います。

○ 遺された息子たちの反応について

長男は、病院で取り乱している私に「お母さん、お金ちょうだい。お菓子を買ってくるから」と言いました。私は驚いて「こんな時に、どうしてそんなことを言うのか。ひどい

子だ」と思いました。「よくそんなことが言えるな」という気持ちでした。娘が自宅に戻り、布団の中に横たわっている間、長男はずっと娘の前に座り、動きませんでした。小さな声で、なにか話しかけている様子でした。この時、病院での「お菓子を買ってくる」の言葉は、衝撃の大きさによる反応だったのだと感じました。妹の傍から離れない姿を見て「この子も悲しいのだな、ショックなのだな」と感じました。

事故の後しばらくして、息子たちは「自分たちが悪い」という自責の念に苦しむようになりました。私自身も、あの日もうすこし引き留めていたら、事故に遭わなかったのかもしれない、私が車で送っていたら、事故は避けられたのかもしれないと悔やみました。先頭を歩いていて無傷だった長男は「自分がよけたから、後ろにいた妹は亡くなってしまった。自分がよけなければよかった。」と語り、次男は「なぜあの時、記憶がなくなったんだろう。記憶をなくしていなかったら、あの時迫ってくる車に気が付いて、妹の手を引っ張って助けてあげられたかもしれないのに」と、二人とも自分のことを責めていました。

また次男は、頭痛や腹痛など身体症状を訴えることがありました。病院を受診しても異常はないということでした。どうすることもできず、不安を抱えながら落ち着くのを待っていたような気がします。「外から誰かが入ってくるような気がして、怖い」とも訴え、部屋の鍵を全てかけてしまったり、事故の後に生まれた小さな妹を抱えて隅でうずくまったり、悩んだ結果、精神科に行ってみました。病院では絵を描かせ、その絵の状態を見て診断するという検査を受けました。医師からは「何かから何かを守ろうとしているような傾向がみられます」という説明を受けました。しかし、だからと言って何をすればよいのかもわからず、落ち着くのを待っていたように思います。

中山先生のご講義にもあったように、学校では「そっとしておいてほしい、普通に接してほしい」という気持ちがあったようです。友達が遊びに来て、仏壇を見られることにも抵抗感があったようです。「特別な目で見られたくない」と言っていました。子供たちは、誰かに何かをしてもらいたいという気持ちはなく、10歳と11歳であったため、事故後の生活の記憶は消えている部分が多かったようですが、やはり事故の記憶が一番強かったようです。加害者の顔は覚えていませんでしたし、「お菓子を買ってくる」と言ったこと、妹の傍を離れられなかったことも、覚えていません。しかし、目の前で事故を目撃した子供たちの衝撃は、想像以上に大きいのだなと感じています。

○ 家族を亡くした子供への必要な支援について

子供たちが、「車の衝突音が耳から離れなくて怖い」と訴えてきた時は、親としてどうしてよいかわからず、学校に相談したところ、校長先生が1カ月間、子供たちから「もう大丈夫」という声を聞くまで、自ら通学に付き添っていただきました。保護者の私たちにとっては、とても助かりました。

当時、事故については、報道でも大きく取り上げられ、マスコミも現場にたくさん来て、登校中の子供たちの足元をカメラで撮影していました。保護者が「子供たちは、足元であ

ってもカメラで撮影されることを嫌がっているので、やめさせてほしい」と、学校に訴えたそうです。学校からは「どうにかしてほしい」と、私に連絡がありました。なぜそのような連絡が私に来るのか、驚きや憤りがありました。もちろん、被害者の家族ということで、私たち家族に対する気遣いもありましたが、やはり学校はこのような事件で被害者が出るということは想像しておらず、対応についても想定していなかったのでしょうか。誰もわからないという部分はあったのかもしれませんが、学校でも、このような被害が起きた場合にどう対応するべきかについて、共有することが必要なのではないかと感じています。また、学校の中に、保護者が相談できる担当がいれば、非常に良かったのではないかと考えています。学校から「話せる人がいますよ」と言ってもらえたら、いろいろと相談していたかもしれません。しかし、親は子供を亡くしたということで、自分のことで精いっぱいでした。私自身、遺された子供たちをよく見てあげることができない状況でした。遺された子供の支援と同時に、その子供の身近にいる大人たちへの支援が必要なかなと感じています。

今でもよく思い出すことがあります。それは、火葬の前日、閉じられなかった娘の右目から溢れ出ていた涙です。「どうしてたったひとり、家族と引き離されてしまうの？私は何も悪いことをしていないのに、もっと生きたかったのに。」そういうことを伝えたかったのかなと、よく考えます。加害者は現行犯逮捕されたため、現場で倒れていた娘や子供たちのことをどれほど見ていたのか、理解していたのかということにはわかりません。加害者が知らない被害者は、たくさんいるのです。加害者は、刑務所に行けば被害者がどれだけ苦しんでいるのか、どんなにつらい生活を送っているのかなど、知るわけではないので、加害者は本当に守られているのだなと強く思い知らされました。被害者は、それまで想像もしたことがないような出来事に直面します。周囲の人から見て不自然な行動をしたとしても、それはごく当たり前の症状なのだと、周囲にも理解していただくことが必要だと感じています。

和氣 みち子氏

○ 事故の概要について

平成12年7月31日、19歳の娘は飲酒・居眠り運転をする職業ドライバーにより、命を奪われました。加害者は50代のドライバーで、千葉県の運送会社で勤めていました。10トントラックに鉄骨材を積み、同じく荷物を運ぶ同僚のトラックとともに、栃木県にやってきました。仕事を終え、千葉に帰る途中、喉が渴いたという理由で、同僚とビール2.5リットルを飲み、すぐにトラックを走らせました。後ろを走っていた同僚は、「非常に危ない運転だから停まれ」と携帯で電話しましたが、加害者は「大丈夫」と言いながら、蛇行運転で20kmほど走り続けました。居眠りをして、トラックの左前方がガードレールにぶつかったところで目が覚め、思い切り右にハンドルを切ったところ、センターラインを越え、たまたまそこを走っていた娘の車を巻き込みました。このような、悪質、無差別殺人と同

等の交通事故にもかかわらず、この加害者には業務上過失致死という判決により、たった3年半という実刑が下っただけでした。

警察から事故の連絡を受け、私はパニック状態になりました。先に病院に着いた夫と息子は、待合室で警察と病院の関係者が「今日の事故はこんなに大変だった」と話すのを見て、心臓が止まりそうなほどの大きな衝撃を受けていました。私も病院に到着し、病院の診察室に呼ばれ、いろいろな説明を受けましたが、全く覚えていません。ただ一言「娘さんは亡くなられました」という言葉だけが、強烈に残っています。「亡くなった」と言われても信用できないまま、集中治療室に入っていました。冷たいベッドの上で、傷だらけで横たわる娘の姿を見た途端、家族全員、その場に立っていることもできず、座り込んでしまいました。娘の顔面は片方が陥没し、体は傷だらけで、冷たくなりかけていました。14年経った今でも、その姿を忘れることはできません。

○ 遺された息子の反応について

息子は、事故当時17歳、高校3年生の多感な時期でした。事故から1カ月が経ち、学校へまた登校する頃、学校に事故について説明したほうがよいか、息子に確かめました。息子は「事故については一切言わないでほしい」と言ったため、学校には伝えませんでした。きょうだいはとても仲が良く、息子は将来、自動車整備士になって姉の車を整備することを目標にしていましたので、卒業後は自動車整備士の資格を取れる専門学校に通うこととなり、当初は頑張って通学していましたが、1年半で辞めてしまいました。事故後、周囲から「お前は男の子なのだから、しっかりしなきゃいけない。お父さんとお母さんを支えるんだよ」と強く言われてしまい、私たちには弱音を吐けない状態でいたのだと思います。私は息子の話を聞いてあげたかったのですが、子供を亡くした親としては、それができませんでした。自分が生きることに精いっぱい、家族を思いやることができませんでした。被害者にとって、自分以外の人を思いやることを求められることは、非常に辛いことです。親がそのような状態だったため、息子は私から離れていき、友達と過ごすことが多くなるにつれて、家に寄りつかなくなりました。そのような状況でも、私たち夫婦はなるべく会話をしようと努力してきました。

平成20年、内閣府交通事故被害者サポート事業において、交通事故の被害にあった子供のヒアリング調査が実施され、息子も参加することになりました。参加にあたり、栃木県の被害者支援センターや、臨床心理士の先生に話を聴いてもらったことで、息子は気持ちが軽くなったようでした。しかし、現在でも、娘の話を家族ですることは、お互いがつらくなってしまうため、できていません。

○ 家族を亡くした子供への必要な支援について

私は、生命のメッセージ展や法改正の署名活動を行なっています。始めた頃は、家族から「人にオブジェやパネルを作って見せるなんて、娘が見世物のようになってしまいかわ

いそうだ」と反対されましたが、今は協力してくれています。被害者は、家族であっても考え方、被害から回復する方法、スピードは、一人ひとり異なります。私たち家族もそうでした。事故や事件直後から、時間が経つにつれて、被害者もいろいろな形で変わっていくのだなと感じています。その変化に合わせて、周囲が支援をしていくことが望ましいと思います。被害者が望まないことを行なうことは、支援ではありません。たくさんの選択肢を提供していただき、その中から被害者が「これなら自分にもできそうだ」ということがあれば、関係機関や支援センターが寄り添いながら支援に当たっていただければ、被害者は少しずつ一歩を踏み出せるのではないかなと思っています。

家族を亡くした子供たちも、大人と同様、悩みを抱えていて、親としてもフォローは難しい課題であると感じています。子供にとって、自分に合った形で気持ちを吐き出すことが、心の整理につながるのだと思います。そのようなことから、被害者支援センターでは、センターで発行している手記に、子供たちに定期的に文章を書いてもらったり、また自助グループに参加してもらったりしています。被害者である子供たちは、年齢もそれぞれ異なるため、症状等もそれぞれで異なります。被害者支援センターでは、それぞれのニーズに合わせた支援を行なうことを心がけています。

皆さんには「一度犯罪被害者になってしまうと、被害者をやめることはできない」ということを知っていただきたいです。毎年命日も来ます。いろいろなことも思い出されます。被害者をやめることができたなら、どんなに幸せでしょう。お腹の底から、思い切り笑いたい。でも、笑えない。笑っても引きつっている。そういう状態で生き続けていることを、ぜひ知っていただきたいと思います。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行なわれた。

議題1：提供可能な支援内容について

意見：

- ・子供の保護者に、事故後の子供の様子を聞いている。まずは保護者との信頼関係を築き、子供の様子を間接的にでも把握することで、支援が必要な時は迅速に手が差し伸べられるような体制作りを心がけている。(被害者支援センター)
- ・行政手続きを少しでもスムーズに行なうことができるよう、取り組んでいる。保護者の手続き等の負担を軽くすることで、少しでも子供に向き合える余裕ができてもらえたらと考えている。担当者が二次被害を与えないよう、研修等も充実させていきたい。(くらし安全安心課)
- ・自動車事故対策機構では、交通遺児への生活資金の貸付や、「友の会」として交通遺

児への支援活動を行なっている。多くの方に、当機構の支援内容について知っていただく活動を、これからも充実させていきたいと考えている。(自動車事故対策機構)

議題2：家族を亡くした子供への支援について

意見：

- ・一人ひとりの状況、年齢、家族の状況、社会的立場、その後の親族関係、さまざまなことがあり、対応は形式化できない。丁寧に支援の実例を積み重ねながら、関係機関同士で連携し、必要な情報交換や支援を行なっていかなければならない。(精神保健福祉センター)
- ・学校では近年、スクールカウンセラーの制度が強化され、子供たちへの心のケアは以前と比較して充実してきているのではと感じている。子供の安全については、学校、道路管理者、警察、保護者、地域と連携を図る必要がある。(教育委員会)
- ・家族を亡くした子供に特有の症状やケアの必要性について、各関係機関に周知していただき、連携を図ることが重要である。(県警)
- ・子供の反応はさまざまで、大人の基準で決められるものではない。支援活動は難しい側面はあるが、関係機関、関係者は一歩踏み出して、子供と積極的に関わろうというところから始まるのではないかと思う。(中山氏)
- ・子供は見た目からはわからないが、事故を忘れることができずに苦しんでいる。そういうことを、周囲には理解してほしい。被害者になることがどういうことか理解していただかないと、間違った支援、価値観の押し付け、否定等の誤った対応になってしまう。被害者になるということは、幅が広くて奥が深い。そこを理解していただくことが重要であると感じている。(大崎氏)
- ・事故や事件は裁判で終了するかのように見えるが、被害者にとってはその後が最も苦しい時期となる。支援センターには長期的に被害者を支えていくことが求められているため、何かあったら電話できるという場であり続けたい。(和氣氏)
- ・平成23年度の内閣府交通事故被害者サポート事業の報告書やパンフレットには、子供たちの実際の声が掲載されている。子供たちは大人と全く異なる次元で、さまざまなことを感じ、いろいろな感情を持ち続けている。子供の生の声に触れることは、非常に参考になるため、ぜひ読んでいただきたい。(井上氏)

(7) 意見交換会まとめ

ご遺族からは、子供を亡くした親としての立場から、遺されたきょうだいの反応や、必要だと感じている支援等についての貴重な話が語られた。その上で、参加者からは可能な支援内容についての情報が提供され、家族を亡くした子供の支援の必要性について、改めて認識を共有する意見交換会となった。